

一般社団法人若者支援事業団

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人若者支援事業団と称する。

(目的)

第2条 当法人は、若者が自立して社会人として生きていくことができること、また、そのような社会を形成することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 若者支援の事業
- (2) 若者自立の事業
- (3) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を名古屋市内に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会において別に定める基準により、社員総会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 当法人の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 5000円 年会費 1万円

- (2) 賛助会員 入会金 0円 年会費(一口) 3000円
3 賛助会員の年会費は、第17条第1項所定の社員総会の普通決議により改定することができる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(任意退社)

第9条 会員は、退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、社員総会の特別会議により、当該社員を除名することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員(正会員)をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、個人である社員1名につき1個とし、法人又は団体である社員1名につき1個とする。

(開催地)

第 14 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各社員に対して発する。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第 17 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議として、総社員の半数以上であって総社員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散
- (6) その他法令で定めた事項

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員等

(理事及び監事・員数)

第 19 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 1 名以上 5 名以内

監事 1 名以上 2 名以内

(理事及び監事の選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する

2 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外から選任することを妨げない。

3 理事及び監事は、任期途中で辞任又は解任、若しくは死亡して欠員が生じたとき、社員総会の決議によって会員の中から理事又は監事の補欠を選任することができる。

(理事及び監事の任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、辞任又は任期の満了後において、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでその職務を行い、理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の特別決議によって解任することができる。

(代表理事の職務権限)

第 23 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を総括する。

(監事の職務権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(報酬等)

第 25 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 26 条 理事が自己又は第三者のためにする当法人との取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 27 条 当法人は、理事及び監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第 30 条 当法人は、剰余金を分配することができない。